

介護予防・日常生活支援総合事業

(略称：総合事業)

訪問・通所介護事業者向けガイドライン

令和3年4月

目次

第1	総合事業が始まり変更になったこと	・・・P2
第2	総合事業の構成	・・・P2
第3	総合事業の利用手続	・・・P3
第4	サービス利用の流れ	・・・P4
第5	基本チェックリスト	・・・P5
第6	総合事業における介護予防ケアマネジメント	・・・P8
第7	ケアマネジメントの種別と支給限度額	・・・P8
第8	介護予防・生活支援サービス事業	・・・P9
第9	総合事業訪問介護・通所介護の日割り計算の 5 取り扱い	・・・P15
第10	事業対象者の要介護認定の申請期間中における 暫定サービスの取り扱い	・・・P16
第11	事業所の指定について	・・・P18
第12	住民登録地や保険者が居住市町村と異なる場合 の取り扱い	・・・P18

平成29年4月より開始している介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、事業者の皆様にご覧いただきたい内容を記載いたします。

第1 総合事業が始まり変更になったこと

- ① 要介護（要支援）認定による審査の他に、手続きが簡単な基本チェックリストによる審査方法が加わり、事業対象者という利用枠ができました。
- ② 訪問介護のサービスに、従来通りの基準によるサービスに加えて、生活援助中心型のサービスが新たに創設され、特別な資格が無くともヘルパー業務に従事できるようになりました。
- ③ 平成30年7月より、有償ボランティアによる生活支援事業を行う生活支援サポート事業が開始となりました。
- ④ 要支援2の方で週1回通所介護を利用した場合、要支援1の方と同じ料金で利用できるようになりました。

第2 総合事業の構成（要支援者・事業対象者関係分）

○介護予防・生活支援サービス事業

総合事業が開始となることにより、予防給付の介護予防訪問介護・通所介護が、町が基準等を定める総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

◆事業内容

◇訪問型サービス

- ・総合事業訪問介護サービス（現行相当サービス、身体介護・専門的な対応を要する方への生活援助サービスの提供）
- ・総合事業生活援助サービス（専門的な対応を必要としない方への生活援助サービスの提供）
- ・生活支援サポート事業（有償ボランティアによる生活支援の提供）

◇通所型サービス

- ・総合事業通所介護サービス（現行相当サービス）

◇介護予防ケアマネジメント

総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみ利用する方は、介護予防ケアマネジメントにより、ケアプランを作成しサービス利用の調整を行います。

総合事業の他に、訪問看護や福祉用具貸与等の予防給付サービスを利用する場合、予防給付のみ利用する場合に関しては、これまで通り介護予防支援を実施します。

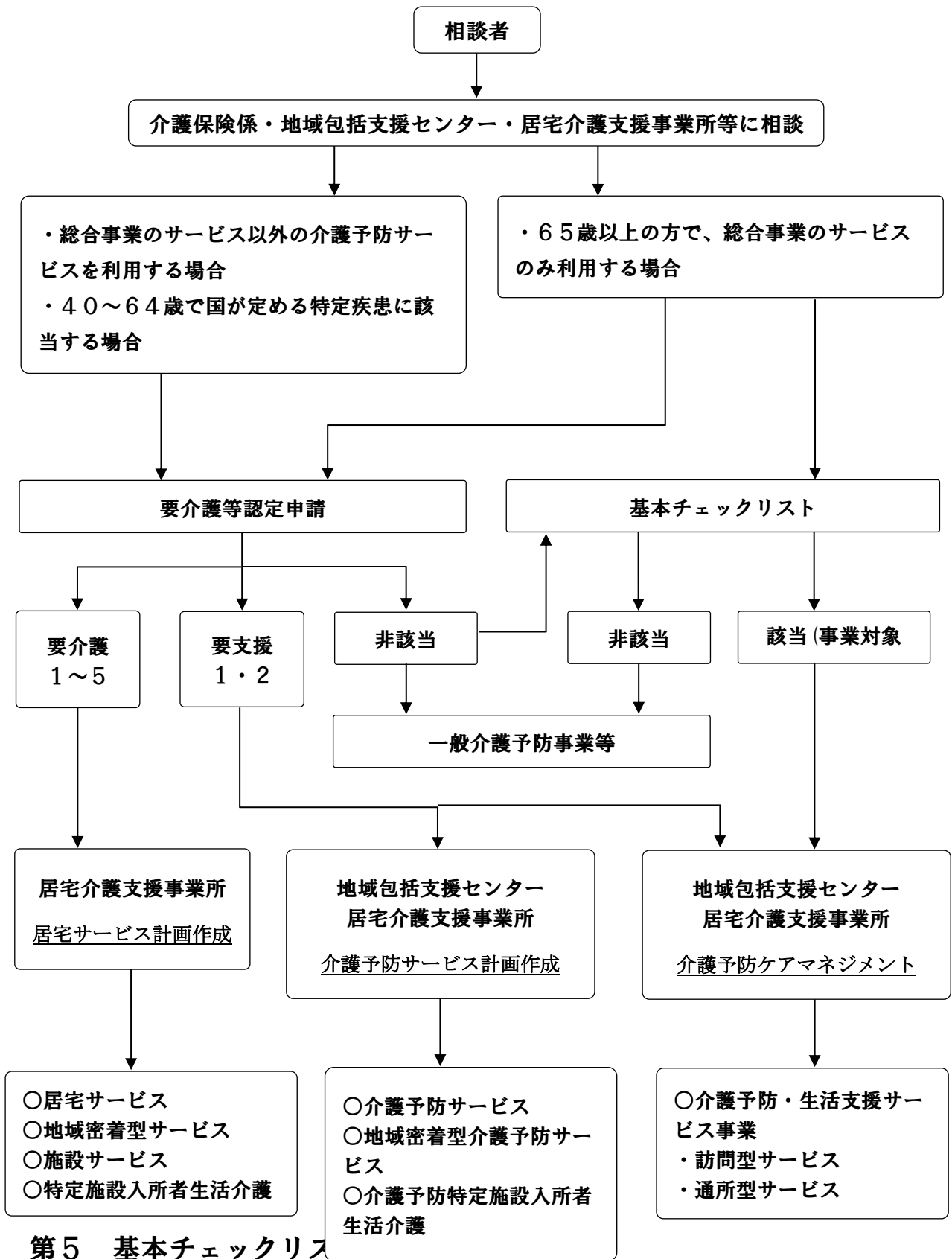
第3 総合事業の利用手続き

総合事業のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定又は基本チェックリストの手続きが必要になります。

対象者の状況等により利用に必要な手続きの方法が異なりますので、ご確認ください。

対象者の状況等	利用に必要な手続きの方法
<ul style="list-style-type: none">・ 総合事業のサービス以外の介護予防サービスを利用する場合・ 40～64歳で国が定める特定疾患に該当する場合	要介護（要支援）認定申請
<ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上の方で、総合事業のサービスのみ利用する場合	要介護（要支援）認定申請 又は 基本チェックリストの実施

第4 サービス利用の流れ



第5 基本チェックリスト

○新規の方の基本チェックリストの実施について

平成30年4月より、新規の方も「基本チェックリスト」が実施できるようになりました。

「基本チェックリスト」が実施できるのは、65歳以上の方で、総合事業のサービスのみを利用する場合です。

○既に要介護認定を受けている場合の基本チェックリストの実施日

既に要介護認定を受けている方で、要介護認定の更新ではなく、「基本チェックリスト」を希望する場合は、要介護認定の有効期間が満了する月の1日から実施できます。

○基本チェックリストの実施方法

①役場本庁舎民生部福祉課で実施する場合

介護保険被保険者証を持参の上、本人に役場本庁舎の民生部福祉課の窓口に来て頂き実施します。

②本人宅で実施

・担当の地域包括支援センター職員又は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、8ページ・9ページに記載する様式2「基本チェックリストについての考え方」に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人に記入していただきます。

・実施した基本チェックリストは、担当の地域包括支援センター職員又は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護保険被保険者証と共に民生部福祉課介護保険係へ提出します。

○事業対象者の有効期間

基本チェックリストに該当し事業対象者と認定された場合には有効期間はありません。サービス提供時の状況や利用者の状態等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストを実施するか、要介護等認定申請を行います。

七飯町基本チェックリスト

記入日：平成 年 月 日

フリガナ		性別	男・女	生年月日	明・大・昭
氏名					年 月 日
住所 連絡先	〒 — 電話 — 七飯町				

No.	質問事項	回答：いずれかに○ をお付けください	
問1	バスや電車で一人で外出していますか (自分で車を運転して外出している場合は「はい」となります)	はい	いいえ
問2	日用品の買い物をしていますか (買い物に出かけて、必要なものを買うことができているか 電話注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問3	預貯金の出し入れをしていますか (窓口の手続きも含め、自分の判断で金銭管理を行っているか 家族等に依頼をしている場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問4	友人の家を訪ねていますか (電話やメールによる交流や家族・親戚の家への訪問は「いいえ」なります)	はい	いいえ
問5	家族や友人の相談にのっていますか (電話やメールのみで相談に応じている場合も「はい」となります)	はい	いいえ
問6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか (時々使う程度の場合も含みます できる能力があっても習慣的に使用している場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか (時々つかまる場合は「はい」となります)	はい	いいえ
問8	15分位続けて歩いていますか (屋内・屋外等の場所は問いません)	はい	いいえ
問9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
問10	転倒に対する不安は大きいですか (自分の主観に基づき回答してください)	はい	いいえ
問11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか (6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問12	体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)	計算結果	
問13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか (半年以上前から続いていて、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
問15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
問16	週に1回以上は外出していますか (過去1ヵ月の状態を平均してください)	はい	いいえ

問17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
問18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われるですか (自分は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか (他者に電話番号を調べてもらう、ダイヤルをしてもらう場合は「いいえ」となります)	はい	いいえ
問20	今日が何月何日かわからない時がありますか (月と日の一方しか分からない場合は「はい」となります)	はい	いいえ
問21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
問22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
問23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
問24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
問25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

第6 総合事業における介護予防ケアマネジメント

○総合事業における介護予防ケアマネジメントの類型

総合事業における介護予防ケアマネジメントの類型は、現行の介護予防支援と同様の「原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントA）」、「簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントB）」、「初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントC）」の3種類あります。これまで七飯町ではケアマネジメントAのみでしたが、平成31年4月からは生活支援サポート事業のみを利用する際に行うケアマネジメントBも開始しています。

○ケアマネジメントAの実施体制

ケアマネジメントAの実施体制については、現行の介護予防支援と同様に、地域包括支援センターが実施する他、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所のケアマネジャーが実施します。

○ケアマネジメントAのプロセス

現行の介護予防支援と同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てサービス内容を決定します。

第7 ケアマネジメントの種別と支給限度額

利用者の区分並びにサービス利用の組み合わせ方により、ケアマネジメントの種別が変わります。支給限度額については、要支援1・2は現行どおり、事業対象者は要支援1と同額です。

利用者区分	サービスの組み合わせの例	ケアマネジメントの種別	支給限度額
事業対象者	総合事業訪問型のみ	ケアマネジメントA	5,032 単位
	総合事業通所型のみ		
	総合事業訪問・通所型併用		
要支援1	予防給付のみ	介護予防支援	5,032 単位
	予防給付と総合事業訪問型併用		
	予防給付と総合事業通所型併用		
	総合事業（訪問型・通所型）のみ	ケアマネジメントA	
要支援2	予防給付のみ	介護予防支援	10,531 単位
	予防給付と総合事業訪問型併用		
	予防給付と総合事業通所型併用		
	総合事業（訪問型・通所型）のみ	ケアマネジメントA	

第8 介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

訪問型サービスは、現行相当サービスと新たに基準を緩和したサービスが創設されます。

①総合事業訪問介護サービス（現行相当サービス、身体介護中心・専門的サービスの提供）

総合事業訪問介護サービスは、身体介護（入浴・外出時の見守り等）や専門的サービスを必要とする方への生活援助（掃除・洗濯・調理等）を行います。

◆主なサービス内容（サービス提供時間は概ね1時間となります）

◇疾患等によりカロリー制限などの配慮を必要とする方に対する食事の準備や調理

◇入浴、排せつ、衣類の着脱等の日常生活動作に関する身体介護

◇自立生活支援のための見守り支援

・利用者と一緒に手助けをしながら行う調理

・入浴時の見守り（必要に応じて行う介助）

・外出時の見守り（転倒しないようにそばにつき、必要時介助を行う）

・利用者と洗濯物を一緒に干す等、転倒等の事故が起きないように一緒に家事を行う

◇体調に変動がある方、転倒の危険が高い方、判断力の低下が見られてきている方等、専門職による生活状況や身体状況の把握が必要な方への生活援助 など

◆人員・運営・設備基準

七飯町指定総合事業訪問介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱を参照

◆総合事業訪問介護サービスの単位数と利用対象

単位数 (1月当たり)		週1回程度の利用	週2回程度の利用	週2回を超える利用
利用対象	事業対象者	◎	◎	×
	要支援1	◎	◎	×
	要支援2	◎	◎	◎

※加算等は、七飯町介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表を参照

②総合事業生活援助サービス（専門的な対応を必要としない方への生活援助サービスの提供）

必ずしも専門的なサービスを必要としない方への生活援助（掃除・洗濯・調理等）を行います。

◆主なサービス内容（サービス提供時間は1時間以内となります）

- ◇日常的に使用している箇所の掃除
- ◇食事制限がない方の食事の準備や調理
- ◇ゴミの分別やゴミ出し
- ◇生活必需品の買い物代行
- ◇衣類の洗濯や補修
- ◇薬の受け取り など

◆人員基準

訪問介護員等については、総合事業訪問介護サービスと同様、介護福祉士、介護職員初任者研修の修了者等の有資格者の他、基準を緩和し町が実施する一定の研修修了者でも従事可能とし、員数については、事業実施に必要と認められる数（1以上）とします。

◆サービス提供責任者の配置について

総合事業生活援助サービスを他の訪問介護サービスと一体的に運営する場合、サービス提供責任者の配置については、総合事業生活援助サービスの利用者1人を、訪問介護・介護予防用訪問介護・総合事業訪問介護の利用者1人とみなして計算し、現行どおり「利用者40人以上に1人以上」配置するものとします。

また、サービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

◆運営基準

現行の総合事業訪問介護サービスで作成が義務付けられている「個別サービス計画」について、サービス提供責任者の判断により、基準を緩和し個別サービス計画作成を省略し、サービス提供内容のみ記載した「手順書」（事業所の任意様式で可）作成でも良いことに基準を緩和します。

また、個別サービス計画期間中に定められていたサービス提供責任者のモニタリングに関しても、計画を作成しない場合は実施しなくても良いこととします。

◆その他設備基準等

七飯町指定総合事業生活援助サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱を参照

◆単位数と利用回数

単位数	事業対象者 要支援 1	月 8 回まで	2 2 5 単位/ 1 回につき
		月 8 回を超えた場合	2, 2 5 0 単位/ 1 月につき
	要支援 2	月 1 2 回まで	2 2 5 単位/ 1 回につき
		月 1 2 回を超えた場合	3, 1 5 0 単位/ 1 月につき

※加算等は、七飯町介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表を参照

○総合事業訪問介護サービスと生活援助サービスを組み合わせて利用する場合

総合事業訪問介護サービスと生活援助サービスを組み合わせて利用することは可能です。

両サービスを組み合わせて利用した場合、総合事業訪問介護サービスは月額単位から1回当たりの単位数となります。

また、1月に利用できるサービスに上限がありますので、上限を超えない範囲で両サービスを組み合わせて利用することとなります。

◆組み合わせて利用する場合の例

◇入浴時の見守り（訪問介護サービス）＋ カロリー制限等、特段の配慮を必要としない食事の準備（生活援助サービス）

◇買い物や通院時の見守り（訪問介護サービス）＋掃除（生活援助サービス） など

◆組み合わせて利用する場合の総合事業訪問介護サービスの1回あたりの単位数

単位数 (1回当たり)		週1回程度の利用 (1月4回まで)	週2回程度の利用 (1月5回から8回まで)	週2回を超える利用 (1月9回から12回まで)
		268 単位/回	272 単位/回	287 単位/回
利用対象	事業対象者	◎	◎	×
	要支援1	◎	◎	×
	要支援2	◎	◎	◎

◆組み合わせて利用する場合の訪問型サービスの上限単位数

		上限単位数/月
利用区分	事業対象者	2,349 単位/月
	要支援1	
	要支援2	3,727 単位/月

◆他事業所との組み合わせ利用について

総合事業訪問介護サービスと生活援助サービスを組み合わせる場合は、同一事業所であることが条件となりますので、他事業所との組み合わせはできません。

○ 通所型サービス

通所型サービスは、現行相当サービスの総合事業通所介護サービスのみ実施します。

□ 総合事業通所介護サービス

総合事業通所介護サービスの内容は、現行の介護予防通所介護サービスと同じですが、新たに要支援2の方が週1回程度利用する場合の単価を設定します。加算・減算は現行どおりです。

◆ 単位数と利用対象

単位数 (1月当たり)		週1回程度の利用	週2回程度の利用
		1,672 単位/月	3,428 単位/月
利用対象	事業対象者	◎	×
	要支援1	◎	×
	要支援2	◎	◎

◆ 人員・運営・設備基準

七飯町指定総合事業通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱を参照

○ 総合事業訪問型・通所型サービスにおける1単位当たりの単価

1単位あたりの単価は10円です。

○総合事業訪問型・通所型サービスにおける限度額管理外とする場合

限度額管理外とする加算	適用サービス
特別地域加算	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス
中山間地域等における小規模事業所加算	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	総合事業訪問介護サービス 総合事業通所介護サービス 総合事業生活援助サービス
介護職員処遇改善加算	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス 総合事業通所介護サービス
介護職員等特定処遇改善加算	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス 総合事業通所介護サービス
サービス提供体制強化加算	総合事業通所介護サービス

限度額管理外とする場合	算定方法	適用サービス
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を参入する。	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合	減算する単位数は限度額管理外とする。	総合事業通所介護サービス

○各サービスのサービス種類コード

国保連への請求時に使用するサービス種類コードは以下のとおりです。

サービス種類コード	適用サービス・事業所
A2	総合事業訪問介護サービス 総合事業生活援助サービス
A6	総合事業通所介護サービス

第9 総合事業訪問介護・通所介護の日割り計算の取り扱い

総合事業訪問介護・通所介護の日割り計算の取り扱いは、国が示す取り扱いに「利用者との契約開始の場合は契約日から開始」、「利用者との契約解除の場合は契約解除日」及び区分変更（事業対象者→要支援2・要介護）が追加となります。

○月途中から総合事業通所介護・総合事業訪問介護を利用する場合、利用回数を増やす場合又は終了する場合等の日割りの算定方法

	事 由	単価算定方法
開始	・区分変更(要支援1⇔要支援2)(<u>事業対象者⇒要支援2</u>)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援)	契約日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)	
	・事業所指定効力停止の解除	
	・ <u>利用者との契約開始</u>	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
終了	・ <u>ショート施設からの退所</u>	退所日の翌日
	・区分変更(要支援1⇔要支援2)(<u>事業対象者⇒要支援2</u>)	変更日の前日
	・ <u>区分変更(事業対象者・要支援→要介護)</u>	契約解除日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)	契約解除日
	・事業廃止(指定有効期間満了)	廃止・満了日
	・事業所指定効力停止の開始	開始日
	・ <u>利用者との契約解除</u>	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
・ショート施設への入所(同一保険者内のみ)	入所日の前日	

※ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

- 加算(月額)部分に対する日割り計算は行わない。(被保険者所在の保険者内において二重支給はしない)
- 日割り計算単価についてはサービスコード表を参照。
- 公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。また、月途中に、生保単独受給者から生保併用受給者になった場合も、日割り請求とする。

第10 事業対象者の要介護等認定の申請期間中における暫定サービスの取り扱い

事業対象者の要介護等認定の申請期間中における暫定サービスの取り扱いについては、以下のとおりです。

特に要介護と認定された場合の取り扱いについては、厚生労働省のQ&Aと見解が違いますのでご確認ください。

申請期間中の 暫定サービス	認定結果・申請期間中の暫定のサービスの取り扱い		
	非該当	要支援	要介護
給付のみ	・全額自己負担	・給付より支給	・給付より支給
給付+総合事業	・介護(予防)給付分は全額自己負担 ・総合事業分は総合事業より支給	・給付分は予防給付より支給 ・総合事業分は総合事業より支給	・給付分は介護給付より支給 ・申請日に遡り、総合事業ではなく介護給付として支給
総合事業のみ	・総合事業より支給	・総合事業より支給	・申請日に遡り、総合事業ではなく介護給付の訪問介護・通所介護として支給

※給付とは、介護給付並びに予防給付で支給されるサービスをいう。総合事業とは、総合事業訪問型・通所型サービスをいう。

◆事業対象者の要介護等認定の申請期間中における暫定サービスの取り扱いに対する厚生労働省のQ & A (介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ & A 平成27年8月19日版)

問：基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービス利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

○七飯町の見解

上記のような事例の場合、七飯町においては、訪問型サービスと福祉用具貸与の何れも自己負担となることを避けるため、事業対象者が総合事業のサービス利用期間中に要介護等認定申請を行った場合、通常どおり新規で要介護等認定申請を行った場合と同様に、申請日に遡って暫定で利用していた訪問型サービスは、介護給付の訪問介護でサービス提供したものと判断します。

ただし、総合事業生活援助サービスにおいては、無資格者によるサービス提供並びに訪問介護計画の未作成を認めています。介護給付の訪問介護においては、これらの事は不正になる為、暫定期間中は介護給付の訪問介護に準じたサービス提供を行ってください。

給付管理票は、月末時点で担当している居宅介護支援事業所が申請前に利用していた訪問型サービスの分を含めて作成する。月額報酬のサービスは日割り請求となります。

なお、非該当と認定された場合は、事業対象者として取り扱い、総合事業の訪問型サービスは事業で請求し、福祉用具貸与は全額自己負担となります。

第11 事業所の指定について

総合事業の訪問型サービス（総合事業訪問介護・生活援助サービス）、通所型サービス（総合事業通所介護サービス）の指定は町が実施します。

指定に関する担当係は民生部福祉課福祉施設係となります。

詳細は、七飯町公式ホームページ「福祉・子育て」－「福祉」－「介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報（事業者向け）」－「総合事業における事業者の指定（更新、変更、廃止、休止）について」をご覧ください。

第12 住民登録地や保険者が居住市町村と異なる場合の取り扱い

住民登録地や保険者が居住市町村と異なる場合の取り扱いは以下のとおりです。

